

# 社会福祉法人 中陽福祉会

## うるま市障がい者支援センターあやはし苑

### 「地域活動支援センターⅢ型事業」

#### サービス重要事項説明書

この重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び77条の規定に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいを説明するものです。

#### 目 次

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域	2
4. 営業時間	2
5. 事業所設備の概要	2
6. 職員の配置状況	3
7. サービスと利用料金	3
8. 緊急時における対応方法	4
9. 虐待防止のための措置	4
10. 契約者の記録や情報の管理及び開示について	4
11. 苦情の受付について	4
12. 事故発生時の対応・非常災害の対策	5
13. 契約の終了について	5

当事業所はうるま市の委託を受けて地域活動支援センターⅢ型事業を行っています。

## 1. 事業者

法人名	社会福祉法人 中陽福祉会
法人所在地	沖縄県うるま市与那城屋慶名1410番地
電話番号	098-978-5566
代表者氏名	理事長 伊禮ミドリ
設立年月日	平成8年3月1日

## 2. 事業所の概要

名称	うるま市障がい者支援センターあやはし苑
サービスの種類	地域活動支援センターⅢ型
所在地	沖縄県うるま市与那城照間 702 番地
電話番号	098-978-1280
FAX 番号	098-978-1288
開設年月日	平成 19 年 4 月 1 日
管理者(センター長)	下門 尚子
目的	障がい者等の地域生活支援の促進を図る
運営方針	障がい者の自立と社会活動への参加促進、 生活の質を高める支援
利用定員	10名

## 3. 事業実施地域

うるま市
------

## 4. 営業時間

営業日	月曜日～金曜日 ※祝祭日・慰霊の日および年末12月29日～年始1月3日を除く。
営業時間	8:30～17:15(サービス提供時間 10:00～16:15)

## 5. 事業所設備の概要

施設設備の種類	設備数	備考
相談室	1室	
洗面所	7室	トイレ内設置
便所	7室	車椅子用3箇所設置

作業室	2室	
食堂兼多目的ルーム	1室	
静養室	1室	
娯楽室	1室	
職員室/多目的ルーム	1室	

### (1) 施設・設備ご利用上の留意事項

当事業所において、施設・設備をご利用いただくにあたって以下の点にご注意ください。

- ① 火器刃物等危険物の持ち込みはご遠慮ください。
- ② 施設・設備の目的外使用はご遠慮ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合は賠償して頂くことがあります。
- ③ 喫煙は決められた場所で、休憩時間をお願いします。飲酒は禁止です。
- ④ 個人の思想、信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動および営利活動はご遠慮下さい。
- ⑤ 貴重品の管理は契約者の責任において管理して頂きます。自己管理の出来ない契約者につきましては、貴重品を持ち込まないようお願いします。
- ⑥ その他社会通念上不適切な行為は慎むようご協力願います。

## 6. 職員の配置

職 種	常勤	専従	兼務	指定基準
管理者(センター長)	1名	0名	0.5名	1名
指導員	2名	1名	0.5名	1名

## 7. 当施設が提供するサービスと利用料金

- ① 創作的活動
- ② 生産的活動
- ③ レクリエーション等社会との交流機会の提供
- ④ 憩いの場(自主活動)の提供
- ⑤ 生活指導及び作業指導等自立に必要な介助
- ⑥ その他

### 利用料金について

利用料金は発生しませんが、創作活動等の材料費等及び任意によるサービスに関して事前に契約者、保護者の了解を得てそれにかかる実費につきましては請求いたします。

昼食代	その他
400円	実費

※ その他の例:入場料が発生する場所(映画館、観光地等)諸行事において自己負担が適当とみなすもの。

※ 事業者は、上記の費用の支払いを受けた場合、領収書を交付します。但し、銀行振込みの場合

は振り込み書を領収書とみなしますが、必要に応じて領収書を発行します。

## 8. 緊急時における対応方法

契約者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な対応を行うとともに、ご家族へ報告します。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等の必要な対応を行います。

## 9. 虐待防止のための措置

障がい者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施し資質向上に努めます。

虐待防止に関する責任者【虐待防止責任者】 管理者 下門 尚子

## 10. 契約者の記録や情報の管理、開示について

事業者は、関係法令に基づいて、契約者の記録や情報を適切に管理し、契約者の求めに応じてその内容を開示します。

## 11. 苦情の受付について

### (1) 当施設における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます

#### ○ 苦情受付窓口(担当者)

氏名 岩間 純奈 職名 地活指導員

#### ○ 苦情解決責任者

氏名 下門 尚子 職名 センター長(管理者)

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

機関名	所在地 電話番号
うるま市障がい福祉課	沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号 電話番号 098-973-5452
沖縄県福祉サービス 運営適正化委員会	沖縄県那覇市石嶺町4丁目373番地の1 沖縄県総合福祉センター東棟2階 電話番号 098-882-5704

### (3) 第三者による評価の実施状況

▪ 実施している

▪ 実施していない

## 12. 事故発生時の対応・非常災害の対策

### (1) 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、県、市町村及び契約者の家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

また当事業者において、事業者の責任により契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業所の損害賠償責任を減じる場合があります。

当事業所において、契約者に生じた損害については、社会福祉施設総合損害補償に加入しており、損害賠償の責任が発生した場合に備え万全な体制を整えております。

当事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保 険 名	介護保険・社会福祉事業者総合保険

### (2) 感染症・非常災害時の対策

事業者は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施する為、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画を策定する。具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に事業者にも周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずる。

## 13. 契約の終了について

契約期間満了の30日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用する事ができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業者との契約は終了します。

- ① 契約者が死亡した場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当事業者が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ 契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい)
- ⑥ 事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照下さい)

### (1) 契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、契約者から利用契約を解約する事ができます。その場合には、契約終了を希望する日の30日前までに申し出て下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 契約者が入院された場合
- ② 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める地域活動支援センターⅢ型を実施しない場合

- ③事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑤他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

## (2)事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させて頂く事があります。

- ①契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい事情を生じさせた場合
- ②契約者による、食事代の支払いが6ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にも関わらずこれが支払われない場合
- ③契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、著しい不信行為、又は著しい迷惑行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

著しい迷惑行為とは、例えば次のような行為であり、パワーハラやセクハラ等のハラスメント行為を含みます。(厚生労働省調査から抜粋)

### ① 身体的暴力(パワーハラスメント)

身体的な力を使って危害を及ぼす行為

- 物を投げつける
- 服を引きちぎる
- 蹴る・たたく
- 手を払いのける 等

### ② 精神的暴力(パワーハラスメント)

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

- 大声で怒鳴る
- 威圧的な態度で文句を言い続ける
- 職員に批判的な言動をする
- 障害福祉サービス外の事を強要し断ると文句を言う
- 刃物をちらつかせる
- SNS で誹謗中傷する
- ストーカー行為 等

